

加古川市監査委員 藤田 隆司
加古川市監査委員 大塚 隆史
加古川市監査委員 山本 一郎

定期監査等の結果について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を次のとおり公表します。

1 監査の対象

秘書室、企画部（政策企画課、行政経営課、財政課、情報政策課、新型コロナ感染症生活支援課）、議会事務局、農業委員会事務局、監査事務局において、令和元～2年度に執行された事務事業を対象に監査を実施した。

2 監査の実施期間

令和2年9月18日から令和2年10月29日まで

3 監査の方法

今回の監査は、財務に関する事務が法令等に基づき適正に執行されているか、事務事業が効率的に執行されているかについて、各課等から資料の提出を求め、関係書類を調査するとともに、関係職員の説明を聴取して実施した。

4 監査の結果

各所管の事務事業について、指摘すべき事項は見受けられなかった。